

第2次川崎市教育振興基本計画

かわさき教育プラン

概要版

基本
理念

夢や希望を抱いて生きがいのある
人生を送るための礎を築く



基本
目標

自主・自立
共生・協働



第2期実施計画 (2018~2021)

平成30(2018)年3月
川崎市教育委員会

「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン 第2期実施計画」 策定に寄せて

このたび、本市「かわさき教育プラン」の推進に当たり、新たに「第2期実施計画」を策定いたしました。

「かわさき教育プラン」は、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定めています。未来あるかけがえのない子どもたちはもとより、誰もが夢や希望を抱いて充実した生きがいのある人生を歩めること、そのためにも、お互いを尊重し、支え合い、高め合いながら共に生きる社会の実現を強く願い、その礎を築くことが教育の使命であり役割であると捉えています。

「第2期実施計画」は、これまでの「第1期」の取組の成果と課題を踏まえるとともに、学習指導要領の改訂、教職員の働き方改革、本市「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」の策定など、この3年間に生じた新たな課題への対応も図るものです。

新学習指導要領に新たに掲げられた前文には、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と示されていますが、本プランでも、引き続き「キャリア在り方生き方教育の推進」を基本政策の第一に掲げるなど、「人づくりを担う教育の役割」を強く認識しています。

また、本市では「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」に基づく取組を推進しています。そこには「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」が謳われており、「多様性と社会的包摂に関するレガシー」の一番目には「多様性を尊重する社会をつくる子どもを育むまち」が位置づけられています。

このことから、将来の社会的自立に必要な能力や態度と、共生・協働の精神を培うことを、基本目標「自主・自立」「共生・協働」に掲げる本プランの意義・役割は大きなものであると改めて認識しています。

現在の中学校1年生が40歳代を迎え、社会の中堅となる2045年。人工知能や通信、ナノ医療などに係る技術が、予測が難しいほどに爆発的に進化し、既存の仕事の在り方も激変するとまでいわれています。一方、この頃、本市では人口も既に増加のピークを過ぎ、生産年齢人口88.5万人に対し、65歳以上高齢者は48.2万人となることが推計されるなど、新たな課題が生じていることが確実に予想されます。

このように、社会が如何に劇的に変化しようとも、これに適応し、誰もがしなやかに、たくましく、豊かな人生を送り、社会に参加・貢献しながら生きがいを持つことができるよう、20、30年後の将来も見据えながら、教育の改善、充実を図っていかねばならないと考えます。

この考えの下、各種教育施策を着実に推進し、子どもたち、保護者、市民の皆様の期待に応え信頼される教育に努めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

平成30(2018)年3月

川崎市教育委員会
教育長 渡邊直美

かわさき教育プランについて

1 教育プラン策定の趣旨

「かわさき教育プラン」は、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の約10年間の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針となるものです。

本市では、平成27（2015）年3月に、新たに「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」（以下「教育プラン」という。）を策定しました。

2 教育プランの全体像

ア 対象期間

平成27（2015）年度から概ね10年間を対象とします。

イ 対象分野

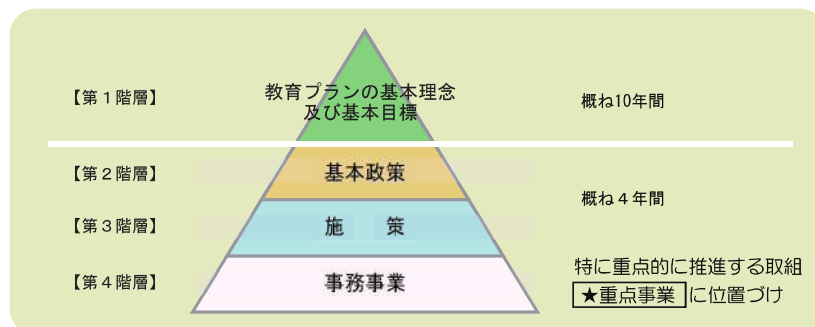
教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

ウ 教育プランの構成及び計画期間

概ね10年間の対象期間全体を通じて実現をめざすものを教育プランの基本理念及び基本目標として掲げながら、具体的な取組内容は、基本政策、施策、事務事業の階層で体系的に整理します。基本政策、施策、事務事業については、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とします。

また、各実施計画期間において特に重点的に推進する取組を「重点事業」として位置づけます。

○ 教育プランの構成



○ 計画期間

(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
1 教育プランの基本理念及び基本目標	概ね10年の計画期間										
2 基本政策											
3 施策	第1期実施計画			第2期実施計画			第3期実施計画				
4 事務事業											

3 教育プランの位置づけ

教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけるとともに、本市総合計画をはじめ、教育プランと関連する計画との整合を図りながら、教育施策を総合的に推進します。

4 基本理念と基本目標

教育プランの基本理念及び基本目標は、今後の本市の教育がめざすものを表しています。これを、平成37(2025)年度までの教育の指針となる考え方として掲げ、その実現をめざした施策を実施計画に位置づけ、推進していきます。

<基本理念>

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

<基本目標>

じしゅ じりつ
自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

きょうせい きょうどう
共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

5 教育プランの進捗管理

教育プランに基づく取組を着実に推進するため、PDCA サイクル「計画（PLAN）－実行（DO）－評価（CHECK）－見直し（ACTION）」により、進捗管理を行います。

評価結果については、次年度以降の取組内容の見直し・改善に活用するとともに、広く市民の皆様にご公表します。

第1期実施計画の取組と第2期実施計画の考え方

《第1期実施計画期間における主な取組》

- ◇「キャリア在り方生き方教育」の全校実施
- ◇算数・数学の授業における「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」の全校での展開
- ◇学校司書のモデル配置による読書活動の充実
- ◇安全・安心で温かい完全給食の全中学校への提供
- ◇児童支援コーディネーターの全小学校での専任化
- ◇全校を学校防災教育研究推進校として指定し、防災教育の推進
- ◇学校施設長期保全計画に基づいた改修工事による教育環境の改善
- ◇県費負担教職員の給与負担や定数決定権限の円滑な移譲
- ◇地域の寺子屋事業の推進(平成29(2017)年度末時点で38か所開講)
- ◇社会教育施設の長寿命化などの推進による生涯学習環境の充実
- ◇史跡の適切な保存管理、活用のため「橘樹官衙遺跡群保存活用計画」を策定

《本市の教育をめぐる状況の変化》

【学習指導要領の改訂】

「社会に開かれた教育課程」が重視され、「主体的・対話的で深い学び」や、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立などが打ち出されるとともに、教育内容の主な改善事項として、外国語教育の充実などが盛り込まれています。

【子どもの多様化するニーズへの対応】

障害の有無に関わらず共に学ぶ仕組み「インクルーシブ教育システム」の構築や、学校における合理的配慮の提供が求められています。また、近年では「子どもの貧困」への対応が課題として取り上げられています。

【学校現場における業務の適正化】

「チームとしての学校」の体制整備により教育活動を充実していくことが期待されています。学校における業務の見直しを推進し、教員が本来の業務に一層専念できる体制を整える必要が高まっています。

【共生社会の構築とかわさきパラムーブメントの推進】

共生社会をつくり上げる必要がある中で障害者理解の促進やボランティア精神の醸成などが求められており、本市においては「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」のもと、取組を進めています。

《対応すべき課題》

【子ども】

自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら将来を作り出せる人材の育成が求められています。

子どもの発達や学習を取り巻く個別のニーズに適切に対応しながら、「生きる力」を育む必要があります。

【学校】

「社会に開かれた教育課程」が重視されていることから、地域が学校運営に参画するための持続可能な仕組みについて検討を進める必要があります。

子どもの資質・能力の育成に向けて教科等横断的な学習の充実が求められており、カリキュラム・マネジメントを確立する必要があります。

【家庭】

必要な家庭に必要な支援が届けられるよう家庭教育に関する支援を充実するとともに、地域全体で子どもを育てる仕組みの構築を行う必要があります。

【地域】

地域の絆づくり等を推進するため、行政によるきめ細やかな支援が求められています。また、地域の教育資源として文化財を活用することが必要です。

【教育行政】

教育の質の向上に向けて、教職員が使命と職責を遂行できる環境づくりに取り組むとともに、教職員の資質・指導力の向上に努める必要があります。また、計画的に教育環境を維持・改善する必要があります。

第2期実施計画の政策体系

第1階層				
基本理念	「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」			
基本目標	「自主・自立」 変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと 「共生・協働」 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高めあえる社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと			
第2階層 基本政策（8）	第3階層 施策（19）	第4階層 事務事業（46）	所管課	
I 人間としての在り方 生き方の軸をつくる	1 キャリア在り方生き方教育の推進	1 キャリア在り方生き方教育推進事業 ★	教育改革推進担当	
II 学ぶ意欲を育て、 「生きる力」を 伸ばす	1 確かな学力の育成	1 学力調査・授業改善研究事業 ★	総合教育センター	
		2 きめ細やかな指導推進事業 ★	総合教育センター	
		3 英語教育推進事業 ★	総合教育センター	
		4 理科教育推進事業 ★	総合教育センター	
		5 小中連携教育推進事業	教育改革推進担当	
		6 学校教育活動支援事業	指導課	
	2 豊かな心の育成	1 道徳教育推進事業	総合教育センター	
		2 読書のまち・かわさき推進事業	指導課	
		3 子どもの音楽活動推進事業	指導課	
		4 人権尊重教育推進事業	人権・共生教育担当	
		5 多文化共生教育推進事業	人権・共生教育担当	
	3 健やかな心身の育成	1 子どもの体力向上推進事業	健康教育課	
		2 健康教育推進事業	健康教育課	
		3 健康給食推進事業 ★	健康給食推進室	
	4 教育の情報化の推進	1 教育の情報化推進事業	総合教育センター	
5 魅力ある高等学校教育の推進		1 魅力ある高校教育の推進事業	指導課	
III 一人ひとりの 教育的ニーズに 対応する	1 共生社会の形成に向けた 支援教育の推進	1 特別支援教育推進事業 ★	指導課	
		2 共生・共育推進事業	教育改革推進担当	
		3 児童生徒支援・相談事業	総合教育センター	
		4 教育機会確保推進事業	総合教育センター	
		5 海外帰国・外国人児童生徒相談事業	総合教育センター	
		6 就学等支援事業	学事課	
IV 良好な教育環境を 整備する	1 安全教育の推進	1 学校安全推進事業	健康教育課	
	2 安全安心で快適な教育環境 の整備	1 学校施設長期保全計画推進事業 ★	教育環境整備推進室	
		2 学校施設環境改善事業 ★	教育環境整備推進室	
		3 学校施設維持管理事業	教育環境整備推進室	
3 児童生徒増加への対応	1 児童生徒増加対策事業	企画課		
V 学校の教育力を 強化する	1 学校運営体制の再構築	1 学校業務マネジメント支援事業 ★	教職員企画課	
	2 学校運営の自主性、自律性 の向上	1 地域等による学校運営への参加促進事業	教育改革推進担当	
		2 区における教育支援推進事業	教育改革推進担当	
		3 地域に関わられた特色ある学校づくり推進事業	指導課	
	3 教職員の資質向上	1 教職員研修事業	総合教育センター	
		2 教職員の選考・人事業務	教職員人事課	
3 教育研究団体補助事業		指導課		
VI 家庭・地域の 教育力を高める	1 家庭教育支援の充実	1 家庭教育支援事業	生涯学習推進課	
	2 地域における教育活動の 推進	1 地域における教育活動の推進事業	生涯学習推進課	
VII いきいきと学び、 活動するための 環境をつくる	1 自ら学び、活動するための 支援の充実	2 地域の寺子屋事業 ★	生涯学習推進課	
		1 社会教育振興事業 ★	生涯学習推進課	
	2 生涯学習環境の整備	2 図書館運営事業	生涯学習推進課	
		1 生涯学習施設的环境整備事業 ★	生涯学習推進課	
		2 社会教育関係団体等への支援・連携事業	生涯学習推進課	
VIII 文化財の保護・ 活用と魅力ある 博物館づくりを 進める	1 文化財の保護・活用の推進	1 文化財保護・活用事業	文化財課	
		2 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 ★	文化財課	
	2 博物館の魅力向上	1 日本民家園管理運営事業	文化財課	
		2 青少年科学館管理運営事業	文化財課	

第2期実施計画の8つの基本政策と主な取組

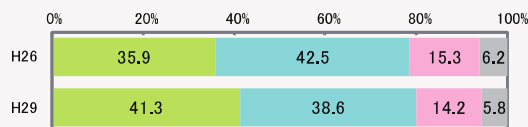
基本政策

I 人間としての在り方生き方の軸をつくる

今日子ども・若者が生きる社会は、ますます予測が困難な状況になっています。これまでも、社会環境の変化に十分対応できず、学校から社会への移行が円滑に行われていない子ども・若者について、コミュニケーション能力の不足や低い自己肯定感等が指摘されており、将来、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力を育成していく必要があります。

このことから、本市では、子どもたちのキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促すために、全校で「キャリア在り方生き方教育」を推進しており、引き続き、すべての子どもに、社会で自立して生きていくための能力や態度とともに、共生・協働の精神を計画的・系統的に育てていきます。

「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する児童の回答の割合（小学校6年生）



資料：全国学力・学習状況調査

「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する生徒の回答の割合（中学校3年生）



資料：全国学力・学習状況調査

施策1 キャリア在り方生き方教育の推進

重点事業 キャリア在り方生き方教育の推進

- ★ 教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」の実現に向けたキャリア在り方生き方教育を推進していきます。
- ★ 発達の段階に応じた福祉教育の推進など、「かわさきパラムーブメント」の視点も踏まえた取組を計画的・系統的に推進します。
- ★ 教師用資料である「キャリア在り方生き方教育の手引き」の活用や研修会などを通じて各学校を支援するとともに、高等学校における「キャリア在り方生き方ノート」を作成・配布し、学校での活用を支援します。



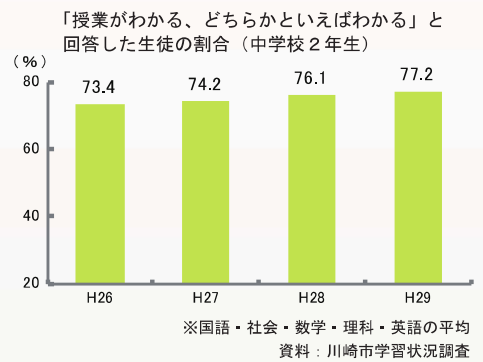
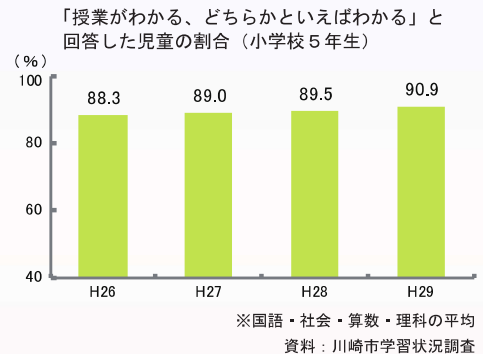
キャリア在り方生き方教育について教員向け研修会でのグループワーク



多摩川の河川敷での特別活動など地域資源を活用して郷土を愛する心を育成

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちが、志高く未来をつくり出していくために必要な資質・能力を確実に育む学校教育の実現が求められています。社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」とは何か、どのように学ぶかを学校と保護者・地域を含めた幅広い主体と共有しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育てていきます。



施策1 確かな学力の育成

重点事業 新学習指導要領に対応した総合的な学力向上策の実施

- ★ 新学習指導要領の全面実施に向け、各学校において授業改善を行いながら、新学習指導要領で示された外国語教育の充実に対応するため、英語教育の充実を図ります。
- ★ 習熟の程度に応じた少人数指導等を通じて子どもたちの多様な学習状況に合わせたきめ細やかな対応を図るとともに、国際的な先端産業・研究開発拠点を擁する本市の強みを活かした魅力ある理科教育を展開します。

施策2 豊かな心の育成

- 「特別の教科 道徳」の実施にあわせ、一人ひとりが考え、議論する道徳教育を推進するとともに、他者との違いを認め、尊重し合う意識や態度を育成する人権尊重教育の推進を図ります。
- 子どもが本に親しめるよう、学校司書等の配置とともに図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上を図るための研修を実施し、子どもの読書環境の充実を図ります。



学校司書による読み聞かせ

施策3 健やかな心身の育成

- ・生涯にわたって運動に親しむことができるよう、学校・家庭・地域・行政が連携して子どもの体力向上を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組を推進します。
- ・生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を推進します。

重点事業 小中9年間を通じた食育の推進

★小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進により、生涯健康な生活を送るための基礎を育みます。



中学校での給食時間の様子

施策4 教育の情報化の推進

- ・プログラミング教育なども含め、情報活用能力（情報モラルを含む）の育成のための学習活動を推進するとともに、教員のICT活用能力を育成するための研修の充実や、教員の業務の効率化に向けた新校務支援システムの開発と効果的な運用に取り組めます。

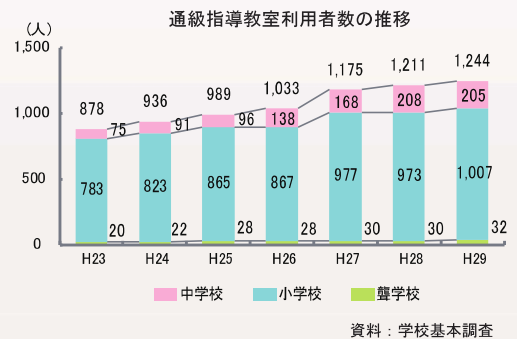
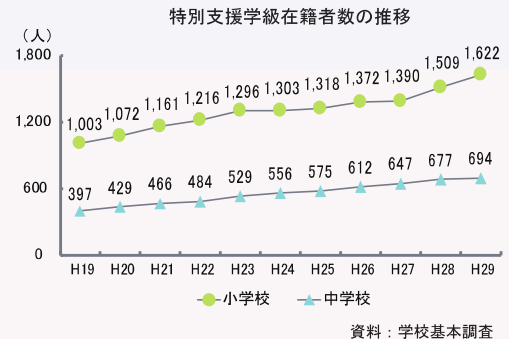


大型モニタを活用した分かりやすい授業

施策5 魅力ある高等学校教育の推進

- ・各学校が魅力ある教育課程の編成等を通じて特色ある教育を進めることで、多様な学習ニーズに対応します。
- ・定時制課程に在籍する生徒の将来の自立に向け、各学校における学習や就職等の相談・支援の充実を図ります。

本市においては、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室に通う児童生徒数が増加するとともに、通常の学級における発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境、外国にルーツを持つ子どもなど、さまざまな教育的ニーズのある子どもが増加しています。障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。



施策 1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進

重点事業 特別支援教育の推進

★「第 2 期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、通級指導教室や特別支援学校のセンター的機能の拡充や医療的ケアを必要とする児童生徒への支援、全小・中学校での交流及び共同学習などを推進するとともに、障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を実施します。

- ・ いじめ・不登校の未然防止や早期発見・解決に向けて取組を推進するとともに、児童支援コーディネーター等を中心とした包括的な児童生徒支援体制の整備や、専門機関等との連携強化を図ります。
- ・ 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施するとともに、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対し、奨学金の支給・貸付を実施します。



児童支援コーディネーターによる朝のあいさつ活動

子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、学校等における児童生徒の安全を確保します。また、学校施設の計画的な再生整備や予防保全による教育環境の改善と長寿命化、さらに、トイレの快適化や施設のバリアフリー化、学校施設の防災機能の強化を図るとともに、児童生徒の増加対策を行い良好な教育環境を確保します。

施策1 安全教育の推進

- ・学校の教育活動全体を通じて安全に関する指導を推進しながら、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもへの防災意識の向上を図ります。
- ・通学路の危険か所を点検し、関係機関と連携した安全対策を行うとともに、PTA や地域の方々と連携をとりながら、登下校時の安全確保などの取組を進めます。



地域交通安全員による登下校時の見守り

施策2 安全安心で快適な教育環境の整備

重点事業 学校施設長期保全計画の推進

- ★「学校施設長期保全計画」に基づく取組を推進し、早期かつ効率的に教育環境の改善を図ります。

重点事業 学校トイレ快適化の推進

- ★児童生徒や保護者等からのニーズも高いトイレ改修を加速化し、すべてのトイレの快適化を推進します。



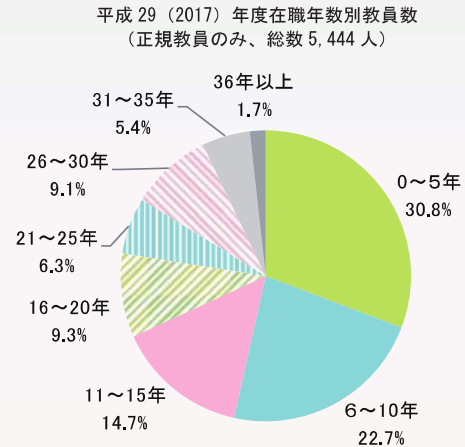
再生整備により改修された教室

施策3 児童生徒増加への対応

- ・児童生徒数の動向等に応じて地域ごとに必要な対応策を検討し、実施します。
- ・小杉駅周辺地区について小杉小学校の平成31（2019）年度開校に向けた取組を進めるとともに、新川崎地区について開発動向等を注視しながら検討を進めます。

新学習指導要領の全面実施に対応し、学校教育の改善・充実に努めることができるよう、学校運営体制の再構築を行うとともに、保護者や地域と一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」への転換を進めます。

また、学校全体の課題解決の力を高めるとともに、子どもの成長に大きな役割を担う教職員一人ひとりが自己の資質や能力を高められるよう、人材育成等の取組を推進します。



※ 5月1日現在の教員数
資料：川崎市教育委員会事務局調べ

施策 1 学校運営体制の再構築

重点事業 「チームとしての学校」の体制整備と学校マネジメント支援の実施

★ 教職員の勤務実態調査の結果に基づいて教職員の働き方改革や各学校における運営体制の再構築に向けた取組を進めるとともに、教職員の業務の効率化などに向けた検討を行います。

施策 2 学校運営の自主性、自律性の向上

- ・ 教員・保護者・地域住民が一体となった学校運営の取組の成果を他の学校へ波及させることなどにより、学校・家庭・地域が連携した、よりよい教育の実現をめざします。
- ・ 各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当を中心に、保健・福祉部門等の関係機関との連携による子ども支援の促進や、きめ細やかな学校支援による支援体制づくりを推進します。

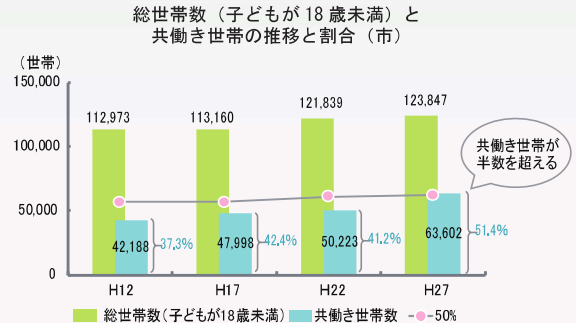
施策 3 教職員の資質向上

- ・ 平成 29 (2017) 年度に実施された県費負担教職員の市費移管等を踏まえ、学校の実情に即した教職員配置ができるよう取組を進めます。
- ・ 経験年数等に応じたライフステージ研修を実施し、教職員の資質や指導力の向上を図るとともに、新たに策定した教員の資質向上に関する育成指標に基づいて研修の再構築を行います。



初任の教員を対象として行う
八ヶ岳少年自然の家での宿泊研修

家庭における過干渉や虐待などの子育ての問題や地域における地縁的なつながりの希薄化など、家庭や地域における「教育力」の向上が課題となっています。各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。



施策1 家庭教育支援の充実

- 企業等との連携による家庭教育事業の実施など、これまで各種事業を受講できなかった家庭の方々が学べる機会や場所を提供しながら、家庭教育に対する支援を必要としている人に届けられるよう、確実な情報発信を行います。



教育文化会館における家庭・地域教育学級「はじめてママの交流会」

施策2 地域における教育活動の推進

- 各行政区と各中学校区に設置されている地域教育会議をはじめ、地域で子どもたちの成長を見守り支えている市民等の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるよう支援を行います。

重点事業 地域の寺子屋事業の推進

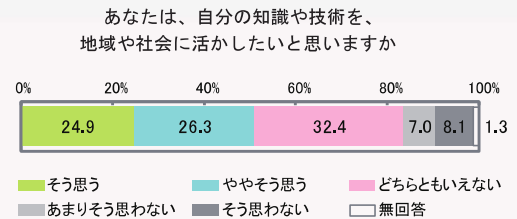
- ★ 地域の幅広い世代の方々と協働して子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」について、全小・中学校への展開に向けて取組を推進します。



地域の寺子屋事業：学習支援

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会い（「知縁」）を促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

市民の生涯学習の拠点となる教育文化会館・市民館及び図書館について、市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、施設の長寿命化や学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。



資料：川崎市総合計画に関する市民アンケート調査（平成 28（2016）年度）

施策 1 自ら学び、活動するための支援の充実

- 市民自主学級・市民自主企画事業の開催など、自ら学び、学んだ成果を地域づくり等に活かすことができる社会教育を展開し、市民主体の学習を担う人材を育成します。

重点事業 地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みの構築

- ★市民の自主的な学習や活動をコーディネートしていく人材を育成し、地域活動のネットワーク化を図ることで、さまざまな市民の社会参加と知縁づくりを促進します。
- 図書館施設以外での図書の貸出・返却サービスの充実に向けて検討を進めます。

施策 2 生涯学習環境の整備

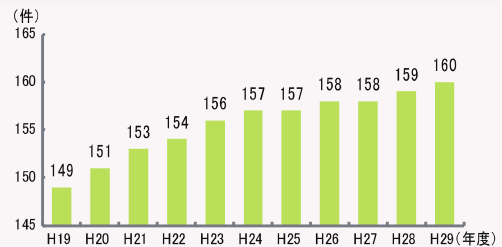
重点事業 学校施設の有効活用

- ★学校施設の有効活用を一層促進することにより、市民の主体的な学びや活動を支援します。
- 老朽化等への対応が課題となっている施設について、関係局と連携した施設長寿命化の推進や、維持補修による整備など、生涯学習環境の整備・充実を図ります。
- 教育文化会館の今後の在り方について、既存施設を活用した、川崎区における生涯学習の拠点としての市民館機能の整備を行います。

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、地域と連携しながら、多くの文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の特性や専門性を活かした取組を進めながら、生田緑地内の施設や学校・地域等との連携により、博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。

指定・登録等文化財の件数（国・県・市）



※ 件数は各年度の3月31日時点
資料：川崎市教育委員会事務局調べ

施策1 文化財の保護・活用の推進

- 「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財の調査・保護・活用を推進し、指定文化財の保存修理等を行うとともに、「川崎市地域文化財顕彰制度」を活かして、未指定・未登録の文化財の保存・活用を図ります。

重点事業 橘樹官衙遺跡群の史跡整備の推進

- ★「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていきます。



橘樹官衙遺跡群の現地見学会

施策2 博物館の魅力向上

- 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館において、博物館活動の推進やボランティア等への支援、関係者間でのネットワークづくり等を行います。
- 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館において、外国人観光客にも対応した展示・広報活動の充実や利便性・回遊性の向上など利用者サービスの向上に努めるとともに、生田緑地を中心とした地域の魅力発信のため、関係部局との連携を図ります。



天体観測スペース「アストロテラス」での天体観察会



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第2次川崎市教育振興基本計画
かわさき教育プラン 第2期実施計画 概要版
平成30(2018)年3月

編集 川崎市教育委員会事務局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-3244

F A X 044-200-3950

Eメール 88kikaku@city.kawasaki.jp